



原安第189号
令和2年11月18日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

宮城県知事 村井嘉浩



東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の再稼働へ向けた政府の方針
について（回答）

令和2年3月2日付け20200226資第1号で要請のありましたことについては、了承します。

貴職におかれでは、下記事項について、関係省庁と連携し、政府として適切な対応をいただくよう要請します。

なお、別添写しのとおり、原子力規制委員会委員長及び内閣府特命担当大臣（原子力防災）に要請を行っております。

記

- 1 我が国がおかれているエネルギー政策の状況や、それに伴う原子力発電所の再稼働の必要性について、今後も引き続き県民に分かりやすくかつ丁寧に説明すること。
- 2 国民生活、産業経済を維持するためのエネルギー安定供給、脱炭素社会の実現などの観点から、エネルギー需給構造の将来像を含め長期的な視点に立って総合的に検討し、原子力の利活用を含めた将来の状況変化にも対応できる持続可能なエネルギー政策を示すこと。
- 3 原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料への対策について、発電所内貯蔵に係る一時的保管の位置付けを明確化した上で、国が責任を持って核燃料サイクルについて総合的な計画を示すとともに、高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定に関する取組を着実に進めること。
- 4 原子力政策を所管する省庁として、原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策及び社会資本の整備等について、関係省庁における適切な財政措置が図られるよう、省庁横断的な調整を行うこと。

担当：環境生活部原子力安全対策課 〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 TEL: 022-211-2607 FAX: 022-211-2695 E-mail: gentaia@pref.miyagi.lg.jp

写

原安第190号
令和2年11月18日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志 殿

宮城県知事 村井嘉浩



東北電力株式会社女川原子力発電所2号機の安全性確保について（要請）

令和2年3月2日付け20200226第1号で経済産業大臣から要請がありました
「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の再稼働へ向けた政府の方針について」は、
別添写しのとおり回答しましたので、御承知願います。

つきましては、女川原子力発電所の更なる安全性の確保・向上に向けて、下記事項について、適切な対応をいただくよう要請します。

記

- 1 女川原子力発電所2号機の安全確保については、東北地方太平洋沖地震の影響を受けていること及び長期停止後の運転再開であることに特に留意し、今後の各種審査や原子力規制検査において、関係事業者等の安全管理体制も含め、厳格な規制・監督を行うこと。
- 2 原子力発電所の安全性に関して新たな知見を得たときは、規制基準を速やかに見直し、その内容について国民に分かりやすく説明した上で、施設の変更に係る審査を行うこと。
- 3 原子力規制庁職員が発電所員を適切に指導・監督できるよう、当該職員の能力向上について日々努力すること。
- 4 審査結果や検査結果等を含む原子力規制に関する情報について、引き続き国民に対する十分な情報公開と説明に努めること。

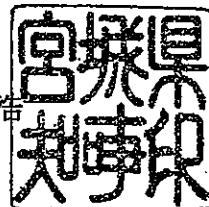
担当：環境生活部原子力安全対策課
〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1
TEL：022-211-2607 FAX：022-211-2695
E-mail：gentaia@pref.miyagi.lg.jp

写

原安第191号
令和2年11月18日

内閣府特命担当大臣（原子力防災） 小泉 進次郎 殿

宮城県知事 村井嘉浩



東北電力株式会社女川原子力発電所に係る防災対策について（要請）

令和2年3月2日付け20200226第1号で経済産業大臣から要請がありました「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の再稼働へ向けた政府の方針について」は、別添写しのとおり回答しましたので、御承知願います。

つきましては、女川原子力発電所に係る防災対策の更なる充実に向けて、下記事項について、適切な対応をいただくよう要請します。

記

- 1 原子力防災体制の確立に当たり、避難計画の実効性をさらに高めるため、女川地域原子力防災協議会などを通じて、引き続き国が責任を持って取り組むこと。
- 2 国が定める原子力災害時の防護措置について、県民に対し、避難や屋内退避の有効性などの考え方を、科学的根拠に基づき丁寧に分かりやすく説明すること。
- 3 原子力防災訓練について、国の実動組織の参加等も含め、引き続き全面的に協力するとともに、実施後の評価を踏まえた避難計画等の更なる具体化・充実化のための支援に努めること。
- 4 女川原子力発電所の牡鹿半島への立地という特殊性を踏まえ、避難に係る道路整備や放射線防護対策施設など原子力災害時の避難対策に係る社会資本の整備等について、適切な財政措置を行うとともに、関係省庁における適切な財政措置が図られるよう、省庁横断的な調整を行うこと。

担当：環境生活部原子力安全対策課
〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1
TEL：022-211-2607 FAX：022-211-2695
E-mail：gentaia@pref.miyagi.lg.jp

写

女企第366号
令和2年11月18日

経済産業大臣 梶山弘志殿

宮城県女川町長 須田善明



国の女川地域における原子力行政並びに国のエネルギー政策に関する要請

日頃から、本町行政の推進に当たり特段の御理解と御協力を賜り、心から感謝いたします。

さて、去る10月9日、女川地域における今後の原子力防災対策に係る国の取組姿勢を改めて確認させていただきたく貴職を訪問させていただいた折には、「関係省庁連携の下、道路を含めた防災インフラの強化に取り組んでいく」旨の御回答を頂戴いたしました。また、女川原子力発電所2号機の再稼働への理解要請に対する宮城県知事の回答を受けた11月13日の閣議後記者会見では、「原子力災害の備えに完璧はなく、二重三重の手立てを講じる必要も出てくるだろう。避難道路整備等の要望があれば政府全体で対応する」旨の力強い姿勢をお示しいただき、本町としては前向きに受け止めさせていただいているところであります。

原子力防災につきましては、原子力発電所の再稼働の有無にかかわらず、また、本町のみならず全国の立地自治体において同様に抱える課題であるとの認識からも、先にお示しされましたとおり、ハード・ソフト両面において政府全体で不断の改善、充実・強化に向けた具体的な取組を実行していただきますとともに、原子力に関する国民理解の更なる促進のための施策の展開につきましても、改めて要請いたします。

また、このたびの再稼働に関する議論からも明らかに見えてくるのは、どの立場からしても共通して合意できる将来像は再生可能エネルギーの導入拡大であり、最終的には化石燃料や原子力による発電を低減させていく、ということです。再生可能エネルギーが我が国の基幹電源となるには、コストを度外視したとしても現状では出力調整や不安定性などの課題が多く、技術革新と普及を待たなければなりませんが、これを克服しなければ望まれる将来像には近づけませんし、菅総理が掲げられた2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ社会の実現にも結び付きません。他方、「電気は足りている」に代表される現象面の一部分だけが切り取られた論説は、我が国のエネルギー事情や課題が正確に伝わっていないのが故のものとも言え、例えば「足りているだけではなぜダメなのか」などを説明しながら、我が国のエネルギー政策について、正確な理解に基づく、より幅広いコンセンサスの形成が図られなければならないものと痛感しました。

については、政府におかれましては、再生可能エネルギーの普及と促進に向けた各種施策の充実・強化を図られますとともに、我が国のエネルギーの課題についての国民とのコミュニケーションを充実させ、正確な理解とコンセンサスに基づいたエネルギー政策の実行が図られますよう、併せて要請いたします。

担当：女川町企画課原子力対策係
電話：0225-54-3131(252)
Mail : atom@town.onagawa.lg.jp

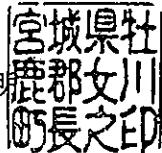
写

女企第367号
令和2年11月18日

原子力規制委員会

委員長 更田 豊志 殿

宮城県女川町長 須田 善明



女川原子力発電所の安全性の確保に関する要請

日頃から、女川原子力発電所に係る各種規制及び安全確保等に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、女川原子力発電所2号機の再稼働へ向けた政府の方針に対し宮城県知事が理解を示されたこと、また、本町を含む各立地自治体が、東北電力株式会社からの原子炉施設の変更に係る事前協議に対し了解したことからも、今後は、当該2号機に係る安全対策工事の更なる進捗や将来的には運転の再開が見込まれます。

また、これらと併せ、女川原子力発電所においては、既に1号機に係る廃止措置が行われているところでございます。

本町としましては、これまで貴委員会及び原子力規制庁に対し、女川原子力発電所に係る規制・審査等に関し厳格な対応を求めてきたところではありますが、更なる安全性の確保・向上に向けて、下記事項について、適切な対応をいただきますよう、改めて要請します。

記

- 1 女川原子力発電所2号機に係る安全確保については、東北地方太平洋沖地震の影響を受けること及び長期停止後の運転再開であることに特に留意し、今後の各種審査や原子力規制検査において、関係事業者等の安全管理体制も含め、厳格な規制・監督を行うこと。
- 2 工事計画に基づく各種工事の履行状況の確認や工事完了後における事業者が行う施設・設備の保守・管理・運用等について、原子力規制検査等によって厳正に対処すること。
- 3 原子力発電所の安全性に関して新たな知見を得たときは、規制基準を速やかに見直し、その内容について住民にわかりやすく説明した上で、施設の変更に係る審査を行うこと。
- 4 女川原子力発電所1号機に係る廃止措置の実施については、住民の安全と環境の保全を図るために原子力規制検査等によって厳正に対処するとともに、併せて、汚染状況の調査・除去及び施設の解体撤去についてはリスク管理を含めて厳しく監視すること。
- 5 貴府職員が発電所員を適切に指導・監督できるよう、当該職員の能力向上について日々努力すること。
- 6 審査結果や検査結果等を含む原子力規制に関する情報について、引き続き住民に対する十分な情報公開と説明に努めること。

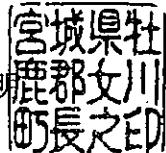
担当：女川町企画課原子力対策係
電話：0225-54-3131(252)
Mail : atom@town.onagawa.lg.jp

写

女企第368号
令和2年11月18日

内閣府特命担当大臣（原子力防災）
小泉 進次郎 殿

宮城県女川町長 須田 善明



女川地域における原子力防災に関する要請

日頃から、本町行政の推進に当たり特段の御理解と御協力を賜り、心から感謝いたします。

さて、去る10月19日、貴職が本町を視察訪問された際、女川地域における今後の原子力防災対策に係る国の取組姿勢を改めて確認させていただき会談させていただいた折には、今後の具体的な取組事例も御紹介いただきながら、「原発を再稼働するかどうかにかかわらず、そこに発電所がある以上は不断の取組をしていく」旨の御回答を頂戴いたしました。本町としましては前向きに受け止めさせていただいているところでございます。

原子力防災につきましては、原子力発電所の再稼働の有無にかかわらず、また、本町のみならず全国の立地自治体において同様に抱える課題であるとの認識からも、先にお示しされましたとおり、ハード・ソフト両面において政府全体で不断の改善、充実・強化に向けた具体的な取組を実行していただきますよう、改めて要請いたします。

担当：女川町企画課原子力対策係
電話：0225-54-3131(252)
Mail：atom@town.onagawa.lg.jp

写

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

エネルギー政策及び原子力政策に
関する要請書

宮城県石巻市

1 要 旨

原子力に関しては、第5次エネルギー政策において、「安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源として位置付けるとともに、新規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し、原子力発電所の再稼働を進める。」としています。

また、同計画において、「原発依存度を可能な限り低減させる方針のもと、2030年エネルギー・ミックスの実現を目指す。」としています。

こうした観点から、原子力政策に関しては、国が責任を持って対応すべきものであるとともに、再生可能エネルギーへの転換が図られていくことが急務であると考えます。

貴殿からの女川原子力発電所2号機の再稼働へ向けた理解確保の要請に関しては、宮城県知事が令和2年11月18日付で理解する旨を回答したことを踏まえ、関係省庁と連携し、政府として適切に対応いただきますよう、以下について要請します。

2 要請事項

- 1) 我が国がおかれているエネルギー政策の状況や、それに伴う原子力発電所の再稼働の必要性について、今後も引き続き地域住民にわかりやすくかつ丁寧に説明すること。
- 2) 国民生活、産業経済を維持するためのエネルギー安定供給、脱炭素社会の実現などの観点から、エネルギー需給構造の将来像を含め長期的な視点に立って総合的に検討し、原子力の

利活用を含めた将来の状況変化にも対応できる持続可能なエネルギー政策を示すこと。

- 3) 原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料への対策について、発電所内貯蔵にかかる一時的保管の位置付けを明確化した上で、国が責任を持って核燃料サイクルについて総合的な計画を示すとともに、高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定に関する取組を着実に進めること。
- 4) 原子力政策を所管する省庁として、原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策及び社会資本の整備等について、関係省庁における適切な財政措置が図られるよう、省庁横断的な調整を行うこと。

令和2年11月18日

宮城県石巻市長 龜山



(写)

原子力規制委員会

委員長 更田 豊志 殿

女川原子力発電所の安全性の
確保・向上に関する要請書

宮城県石巻市

1 要 旨

経済産業大臣から宮城県知事への女川原子力発電所2号機の再稼働に向けた理解確保の要請に対しましては、令和2年11月18日付で理解する旨を回答したところです。

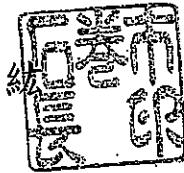
このことを踏まえ、女川原子力発電所のさらなる安全性の確保・向上に関し、以下について要請します。

2 要請事項

- 1) 女川原子力発電所2号機の安全確保については、東北地方太平洋沖地震の影響を受けていること及び長期停止後の運転再開であることに特に留意し、今後の各種審査や原子力規制検査において、関係事業者等の安全管理体制も含め、厳格な規制・監督を行うこと。
- 2) 原子力発電所の安全性に関して新たな知見を得たときは、規制基準を速やかに見直し、その内容について地域住民にわかりやすく説明したうえで、施設の変更に係る審査を行うこと。
- 3) 貴庁職員が発電所員を適切に指導・監督できるよう、当該職員の能力向上について日々努力すること。
- 4) 審査結果や検査結果等を含む原子力規制に関する情報について、引き続き地域住民に対する十分な情報公開と説明に努めること。

令和2年11月18日

宮城県石巻市長 龜 山



写

内閣府特命担当大臣(原子力防災)

小泉進次郎 殿

女川地域の原子力防災対策への
取組みに関する要請書

宮城県石巻市

1 要 旨

経済産業大臣から宮城県知事への女川原子力発電所2号機の再稼働に向けた理解確保の要請に対しましては、令和2年11月18日付けで理解する旨を回答したところです。

その判断に至るまでには、原子力防災対策、特に広域避難計画を含む女川地域の緊急時対応にかかる実効性について様々な指摘があったところであり、その向上に向け、不斷に努力を積み重ねていかなければならぬものと考えます。

つきまして、女川原子力発電所に係る防災対策のさらなる充実に向け、以下について要請します。

2 要請事項

- 1) 原子力防災体制の確立に当たり、避難計画の実効性をさらに高めるため、女川地域原子力防災協議会などを通じて、関係省庁が連携し、財政措置を含めた支援体制を整備するなど、引き続き国が責任を持って取り組むこと。
- 2) 国が定める原子力災害時の防護措置について、地域住民に対し、避難や屋内退避の有効性などの考え方を、科学的根拠に基づき丁寧に分かりやすく説明すること。
- 3) 原子力防災訓練について、国の実動組織の参加等も含め、引き続き全面的に協力するとともに、実施後の評価を踏まえた避難計画等の更なる具体化・充実化のための支援に努めること。

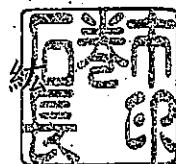
4) 女川原子力発電所の牡鹿半島への立地という特殊性を踏まえ、避難に係る道路整備や放射線防護対策施設など原子力災害時の避難対策に係る社会資本の整備について、以下の財政措置等を講ずること。

- ① 道路整備に關し、県道2号（主要地方道）石巻鮎川線〔風越Ⅲ期及び低平地区の冠水箇所〕、県道41号（主要地方道）女川牡鹿線〔大谷川浜・小積浜工区〕の整備に係る財政措置
- ② 放射線防護対策施設整備に關し、適切な財政措置及び補助対象要件の緩和等による施設整備の促進

5) 原子力災害時に、地域住民が屋内においても確実に情報を受信し、的確な避難行動や防護措置をとれるようにするため、戸別受信機の整備に係る財政措置等を講ずること。

令和2年11月18日

宮城県石巻市長 亀 山



福島県南部の主要道路(原発避難道路)整備及び不安解消要望箇所

